

農地改良届出について

倉敷市農業委員会

優良農地の確保と農業経営の改善に資することを目的として軽易な農地改良を行うに際して農業委員会への事前の届出をしていただくようお願いしています。

- 1 農地改良とは農業上の利用の改善を目的として農地の所有者または耕作者が行う農地の盛土又は掘削などの行為をいい、残土処分場のように土砂等の処分のみを目的とした農地への土砂等の搬入は農地転用行為であり農地改良には該当しません。
- 2 軽易な農地改良とは農地改良であって以下の3つの要件すべてを満たしているものをいいます。
 - (1) 農地改良を行う区域内の農地面積が1000㎡未満であること。
 - (2) 農地改良に要する期間(工事着手から耕作可能な状態に復元が完了するまでの期間)が3ヶ月以内であること。(なお水田にあつては、水稻育成期間以外の時期に行われる農地改良であること。)
 - (3) 盛土の高さ又は掘削の深さが1.0メートル以下であること。
- 3 上記2の要件にひとつでも該当しない場合には市街化区域の場合には一時転届出、市街化調整区域の場合には一時転用許可を受ける必要があります。

農地改良届出に必要なもの

- 1 農地改良届出書【様式】
- 2 廃棄物で埋立てをしない旨の誓約書【様式】
- 3 改良対象農地の位置図(都市計画図・住宅地図)、計画平面図・断面図
計画平面図には、具体的な作付予定を記入してください。
- 4 土砂などの搬入経路を示した図面
- 5 小作人が農地改良を行う場合には所有者の同意書
- 6 農地一筆の一部を改良する場合は、その面積が特定できる図面
- 7 その他参考資料
- 8 委任状(行政書士に届出にかかる権限等を委任する場合)

農地改良を実施する一ヶ月前までに届出をしてください。

記載事項に不備がある場合や添付書類に不備がある場合等は受理できない場合がありますので、ご注意ください。

〔お問い合わせは〕 倉敷市農業委員会

本 庁	086-426-3895
児 島 駐 在	086-473-4374
玉 島 駐 在	086-522-8126
真 備 駐 在	086-698-5042
庄支所産業建設係	086-462-1212
茶屋町支所産業建設係	086-428-0001
船穂支所産業係	086-552-5110